

概要版 第6期 魚沼市障害者計画  
第7期 魚沼市障害福祉計画  
第3期 魚沼市障害児福祉計画

(計画期間 令和6年度～令和8年度)

## 計画策定の背景と目的

本市では、令和3年3月に「第5期魚沼市障害者計画・第6期魚沼市障害福祉計画・第2期魚沼市障害児福祉計画」を策定してから、時代の変化や障害者（児）のニーズに的確に対応するため、計画の進捗状況の検証を重ねつつ、福祉施設の整備、障害者の就労支援、障害者（児）の権利擁護に関する取組など、各種の障害者施策を推進してきましたが、令和5年度末をもって期間満了となります。令和3年地方分権改革に関する提案募集に係る閣議決定では「障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。」とされ、障害児福祉のインクルージョンの推進の観点から、子ども・子育て支援事業計画との連動性も重要であり、こども家庭庁の創設の動向も踏まえ、両者の連動性などが論じられています。また、国はコロナウイルス感染症により顕在化された行政サービスの確保に向けて、デジタル技術等の活用などにより、地方自治体間の補完・連携等について言及しています。

本計画は、これらの国の動向や広域的な連携なども視野に入れ、各種サービス事業需要の動向等を踏まえ、市民参加のもと、より時代とニーズに即した障害福祉施策を推進することを目的に本計画を策定することとします。

## 第6期魚沼市障害者計画

### 基本理念

支えあい助けあい かがやきながら 安心して暮らせるまち 魚沼

- 基本目標1 ●安心して地域で暮らせるまちづくり
- 基本目標2 ●誰もが社会参加できるまちづくり
- 基本目標3 ●自分らしく生活できるまちづくり

## 重点施策

### 1 地域生活における支援の充実

- 障害福祉サービス提供事業者や地域の医療関係、介護保険施設等の社会資源を活用した効果的な支援体制整備
- 地域で安心して暮らすことができるよう求められる機能の整備

### 2 障害のある児童への支援の充実

- 障害のある児童の生活を身近な地域で支援ができる体制整備
- 医療的ケア児への支援体制の充実

## 魚沼市障害福祉計画等の成果目標

項目	成果目標の考え方
福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和8（2026）年度末において、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて目標年度入所者数を63人と設定。</li> <li>● 令和8（2026）年度末において、令和4（2022）年度末時点の施設入所者の5%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて入所者数削減見込みを2人、地域生活移行者数を4人と設定。</li> </ul>
精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数は、自立支援協議会の専門部会等を活用して、年1回の開催（市単独）を予定。保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数は、保健、医療各1人、福祉関係者3人を見込む。</li> <li>● 精神障害者の地域移行支援は令和元年度の実績と同数の1人を見込む。</li> <li>● 精神障害者の地域定着支援は1人のサービス利用を見込む。</li> <li>● 精神障害者の共同生活援助はグループホーム利用者のうち、手帳及び自立支援受給者証所持者数を参考に20人と算出。</li> <li>● 精神障害者の自立生活援助は市外でのサービス利用1人を見込む。</li> <li>● 精神障害者の自立訓練（生活訓練）は1人を見込む。</li> </ul>
地域生活支援拠点等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和8（2026）年度末までの間、地域生活支援拠点等1か所を整備するとともに、コーディネーターの1人の配置等により効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の整備を進め、年1回以上、支援の実績を踏まえ運用状況を検証及び検討の実施を予定。</li> </ul>
強度行動障害を有する人への支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和8（2026）年度末までに、本市又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。また、適切な支援ができるよう、圏域内の支援ニーズを把握、地域における課題の整理や専門的人材の育成など、地域の関係機関と連携し支援体制を整備。</li> </ul>
福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続）を通じて、令和8（2026）年度中に一般就労への移行者を令和3（2021）年度の移行実績の1.28倍以上に設定。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労移行支援事業：1.31倍以上、目標年度の一般就労移行者数を2人と設定。</li> <li>・ 就労継続支援A型事業：概ね1.29倍以上、目標年度の一般就労移行者数3人と設定。</li> <li>・ 就労継続支援B型事業：概ね1.28倍以上、目標年度の一般就労移行者数3人と設定。</li> </ul> </li> <li>● 就労定着支援事業の利用者数は、令和8（2026）年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和3（2021）年度実績の1.41倍以上とすることを基本に据え、目標年度の就労定着支援事業利用者数を5人と設定。</li> <li>● 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて1か所を設定。</li> <li>● 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指し、対象となる事業所を1か所と設定。</li> </ul>
相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市において総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う障害者基幹相談支援センターを設置するとともに、同センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本に設定。</li> <li>● 協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本に設定。</li> </ul>
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和8（2026）年度末までに県及び市において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本に設定。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標年度末時点での障害福祉サービス等に係る各種研修の活用の有無と職員の参加人数を年間1人と設定。</li> <li>・ 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数を各年1人と設定。</li> <li>・ 障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制は、各年12回と設定。</li> </ul> </li> </ul>

## 障害福祉サービス等の見込量

### 1 訪問系サービス

種類	単位	R6	R7	R8
居宅介護	人/月	38	38	38
重度訪問介護	人/月	1	1	1
同行援護	人/月	5	5	5
行動援護	人/月	10	10	10
重度障害者等包括支援	人/月	1	1	1

### 2 日中活動系サービス

種類	単位	R6	R7	R8
生活介護	人/月	104	105	106
自立訓練（機能訓練）	人/月	3	3	3
自立訓練（生活訓練：日中）	人/月	4	4	4
自立訓練（生活訓練：夜間）	人/月	2	2	2
就労移行支援	人/月	4	4	4
就労継続支援A型	人/月	10	10	10
就労継続支援B型	人/月	164	166	168
就労定着支援	人/月	5	5	5
療養介護	人/月	18	18	18
短期入所（福祉型）	人/月	20	21	22
短期入所（医療型）	人/月	5	5	5

### 3 居住系サービス

種類	単位	R6	R7	R8
共同生活援助（グループホーム）	人/月	68	69	70
施設入所支援	人/月	65	64	63
自立生活援助	人/月	1	1	1

### 4 相談支援サービス

種類	単位	R6	R7	R8
計画相談支援	人/月	63	63	63
地域相談支援 ●地域移行支援	人/月	1	1	1
●地域定着支援	人/月	1	1	1

## 地域生活支援事業の見込量と確保策

種類	単位	R6	R7	R8
理解促進研修・啓発事業	—	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	—	実施	実施	実施
相談支援事業 ●障害者相談支援事業	—	有	有	有
●基幹相談支援センター	—	有	有	有

種 類	単 位	R6	R7	R8
●基幹相談支援センター等機能強化事業	—	有	有	有
●住宅入居等支援事業	—	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	人/年	3	3	3
成年後見制度法人後見支援事業	—	実施	実施	実施
意思疎通支援事業 ●手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	5	5	5
日常生活用具給付等事業 ●介護訓練支援用具	件/年	1	1	1
●自立生活支援用具	件/年	4	4	4
●在宅療養等支援用具	件/年	5	5	5
●情報・意思疎通支援用具	件/年	7	7	7
●排泄管理支援用具	件/年	874	874	874
●居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	人/年	3	3	3
移動支援事業	人/年	30	30	30
地域活動支援センター事業（Ⅰ型）	人/年	30	30	30
地域活動支援センター事業（Ⅱ型）	人/年	36	36	36
任意事業 ●訪問入浴サービス事業	人/年	3	3	3
●日中一時支援事業	人/年	40	40	40
●自動車運転免許取得事業	件/年	3	3	3
●自動車改造助成事業	件/年	3	3	3
●社会参加促進事業	人/年	55	55	55

## 障害児福祉サービスの見込量

種 類	単 位	R6	R7	R8
児童発達支援	人/月	3	3	3
放課後等デイサービス	人/月	34	35	36
障害児相談支援	人/月	8	9	9
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/月	25	25	25
ペアレントメンターの人数	人/月	1	1	1

## 計画の推進体制

計画の達成状況の点検及び評価計画に定める事項については、審議・策定機関として魚沼市自立支援協議会、魚沼市障害者計画策定委員会を設置し、定期的に調査、分析・評価（PDCAサイクル）を行い、必要があるときは見直し等を講じます。

**発行 魚沼市 市民福祉部 福祉支援課 障害福祉係**

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 910 番地

電話：025-792-9767（直通）FAX：025-792-5600